京都市告示第４３１号

生活保護法第５５条において準用する同法第４９条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(以下「中国残留邦人等支援法」という。）第１４条第４項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第１４条第２項第３号に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

令和８年１０月３０日

京都市長　松井　孝治

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所　在　地	指定年月日
横谷　泰利	り・ふぁいん山科竹鼻鍼灸院　り・ふぁいん山科竹鼻整骨院	山科区竹鼻木ノ本町２０－３グランデコート竹鼻ＥＡＳＴ１階	令和８年９月１日
中嶋　純	り・ふぁいん山科竹鼻鍼灸院	山科区竹鼻木ノ本町２０－３グランデコート竹鼻ＥＡＳＴ１階	令和８年９月１日
井上　弘史	り・ふぁいん山科竹鼻鍼灸院	山科区竹鼻木ノ本町２０－３グランデコート竹鼻ＥＡＳＴ１階	令和８年９月１日
和歌﨑　大	り・ふぁいん山科竹鼻鍼灸院	山科区竹鼻木ノ本町２０－３グランデコート竹鼻ＥＡＳＴ１階	令和８年９月１日
奥野　範人	り・ふぁいん山科竹鼻鍼灸院	山科区竹鼻木ノ本町２０－３グランデコート竹鼻ＥＡＳＴ１階	令和８年９月１日
能勢　隆志	穂まれ鍼灸院	伏見区紙子屋町５３１番地１Ｆ	令和８年８月１日
菅原　利幸	亀岡わだち整骨院	京都府亀岡市篠町野条上又アルプラザ１Ｆ	令和８年９月１日
上川　莉恵	あかね訪問鍼灸	大阪府高槻市高垣町２７－１６	令和８年７月21日

施術者の氏名	施術所の名称	所　　在　　地	指定年月日
藤本　壮一郎	訪問鍼灸マッサージＫＥｉＲＯＷ東淀川区ステーション	大阪市東淀川区下新庄１－１０－９－４０２	令和８年９月 25 日

（保健福祉局福祉のまちづくり推進室）